

平成30年 第1回

南会津町農業委員会臨時総会議事録
(公開用)

期 日 平成30年7月20日

会 場 南会津町役場

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年7月20日（金） 午後2時15分

2 開催場所 南会津町役場

3 出席委員数 11人

星 利信	馬場 崇裕	湯田 義三
湯田 重行	平野 恒二	塩生 隆晴
渡部 一男	芳賀 美紀	山内 敬
室井 文一	五十嵐伸人	

4 議事日程

- 第1 会長の選出について
- 第2 会長職務代理者の選出について
- 第3 議席の決定について
- 第4 議事録署名委員の決定について
- 第5 報告第1号 会務報告について
- 第6 議案第1号 南会津町農業委員会会議規則の一部改正について
- 第7 議案第2号 南会津町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について
- 第8 議案第3号 南会津町農業委員会農地利用最適化推進会議設置規程の制定について
- 第9 議案第4号 南会津町農政審議会委員の推薦について
- 第10 議案第5号 南会津町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- 第11 議案第6号 南会津町都市計画審議会委員の推薦について
- 第12 議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定方針について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長	五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長	八木沢 誠 二
主 査	廣 野 由 美

審議に先立ち、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行う。

事務局が開会を告げ、任期満了に伴う改選後の初めての総会であることから農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、町長が招集し、直前の辞令交付式において町長から挨拶があったので総会冒頭のあいさつは省略させていただくことを説明した。

事務局

（事務局長）それでは、これから議事に入るわけですが、会長が選出されるまでの間、臨時議長が議事を進行することになります。

臨時議長は、地方自治法第 107 条の規定に準じ、「年長の委員が臨時に議長の職務を行う。」ことになりますので、平野恒二 委員にお願いいたします。平野恒二委員は、議長席にお進みください。

臨時議長

（平野委員が議長席に着席）

只今指名をいただきました平野恒二です。年長の委員ということで、会長が選出されるまで暫時の間、臨時議長を努めさせていただきますので、各委員におかれましてはご協力の程よろしくお願いいたします。

臨時議長

本日の出席委員数は 11 人で、全員出席であります。

只今から議事に入ります

議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、只今着席の議席を指定したいと思いますが、ご異議ございませんか？

臨時議長

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって、仮議席は、只今着席の議席を指定いたします。

臨時議長

日程第 1 「会長の選出について」を議題といたします。

会長の選出については、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項に、「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と規定されております。

お諮りいたします。互選の方法は、地方自治法第 118 条に規定する普通地方公共団体の議会において行なう選挙を準用すると、「投票」又は「指名推薦」となりますが、いずれの方法にいたしますか？

臨時議長

（「氏名推薦」の声あり）

只今、指名推薦という発言がありましたが、互選の方法は指名推薦により決定することにご異議ございませんか？

臨時議長

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。よって、互選の方法は指名推薦とすることに決定いたしました。

被指名者の決定については、選考委員で選考いたしたいと思えます。

選考委員の数は 6 名とし、田島地域から 3 名、舘岩・伊南・南郷地域から各 1 人とし、議長指名としたいと思えますが、ご異議ございません

	か。
臨時議長	(「異議なし」の声あり) 「異議なし」と認めます。それでは指名いたします。 田島地域 1 番 室井文一委員、3 番 渡部一男委員、8 番 塩生隆晴委員 館岩地域 9 番 星 利信委員、伊南地域 10 番 山内 敬委員、南郷地域 5 番 五十嵐伸人委員、をお願いいたします。
臨時議長	それでは、別室において選考をお願いします。選考が終了するまでの間、暫時休憩といたします。 (選考委員が別室に移動し、選考委員会を開催後着席する。)
臨時議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 それでは、選考委員の代表者から選考の結果を報告してください。
仮 3 番	(渡部一男委員) 選考委員代表の渡部です。 先ほど別室において選考した結果を報告いたします。私たち 6 名の選考委員の総意として、五十嵐伸人委員を南会津町農業委員会会長に推薦することを決定いたしました。以上で報告を終わります。
臨時議長	只今の報告のとおり、5 番 五十嵐伸人委員を南会津町農業委員会会長に決定することにご異議ございませんか？
臨時議長	(「異議なし」の声あり) 「異議なし」と認めます。よって、南会津町農業委員会会長は、5 番 五十嵐伸人委員に決定いたしました。
臨時議長	それでは、会長に選出されました 五十嵐伸人委員には、会長席に移動していただき、就任のご挨拶をお願いいたします。また、これ以降の議事につきましては、南会津町農業委員会総会会議規則第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長となり進行することになります。 私は、これをもって臨時議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
議 長	(会長が議長席に移動) 只今ご指名いただきました会長の五十嵐伸人です。今回、新しい農業委員会体制になるわけですが、その中で初めての会長ということになります。責任の重さを感じております。何とか皆様のご支援、ご協力を賜りまして、スムーズな運営を図りたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。
議 長	それでは、議事を進行いたします。

日程第2「会長職務代理者の選出について」を議題といたします。

会長職務代理者の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されております。

お諮りいたします。互選の方法は、地方自治法第118条に規定する普通地方公共団体の議会において行なう選挙を準用すると、「投票」又は「指名推薦」となりますが、いずれの方法にいたしますか？

(「氏名推薦」の声あり)

議長 只今、指名推薦という発言がありましたが、互選の方法は指名推薦により決定することにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。よって、互選の方法は指名推薦とすることに決定いたしました。

被指名者の決定については、選考委員による選考と会長指名がありますが、どのようにいたしますか？

(「会長指名」の声あり)

議長 只今、会長指名という発言がありましたが、会長指名と決定することにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。よって、被指名者の決定は、会長指名とすることに決定いたしました。

議長 それでは、会長指名ということで、私から指名いたします。1番 室井文一 委員を南会津町農業委員会会長職務代理者に指名いたします。

議長 1番 室井文一 委員を南会津町農業委員会 会長職務代理者に決定することにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。よって、南会津町農業委員会 会長職務代理者は、1番 室井文一 委員に決定いたしました。
れでは、会長職務代理者に選出されました 室井文一委員には、会長職務代理者席に移動していただき、就任のご挨拶をお願いいたします。

職務代理者 只今、会長より職務代理者ということでご指名をいただきました室井文一です。会長を補佐して南会津町農業委員会の発展のために尽力してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
次に、日程第3「議席の決定について」を議題といたします。

議席は、南会津町農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、くじにより決定いたします。

くじは、仮議席の1番から順次引いていただき、その引いた番号をもって議席番号とすることにいたします

また、会長及び会長職務代理者の議席については、会長が11番、会長職務代理者が10番席を指定したいと思いますが、ご異議ございませんか？

議 長 (「異議なし」の声あり)
ありがとうございます。
それでは、仮議席の1番の委員からくじを引いてください。

(各委員がくじを引く)

議 長 くじの結果、議席が決定いたしましたので、事務局から報告をしてください。

事務局 (局長) くじの結果を報告いたします。
議席番号 1番 馬場崇裕委員
2番 星 利信委員
3番 湯田義三委員
4番 湯田重行委員
5番 平野恒二委員
6番 塩生隆晴委員
7番 渡部一男委員
8番 芳賀美紀委員
9番 山内 敬委員
10番 室井文一委員
11番 五十嵐伸人委員 以上です。

議 長 各委員の議席は、只今報告のとおり決定いたしました。議席替えをお願いします。

(各委員が決定議席に着席)

議 長 日程第4「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
南会津町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により議事録署名委員は議長のほか総会で決定した2名によるものとされています。お諮りします。議事録署名委員は、現委員の任期中の3年間の総会において、出席した委員のうちから議席番号順に議長が指名した2名を議事録署名委員に決定することにご異議ございませんか。

議 長 (異議なしの声あり)
「異議なし」と認めます。

議事録署名委員は総会ごとに議長が指名した2名とすることに決定いたしました。

ここで、本総会の議事録署名委員を指名いたします。議席番号1番 馬場崇裕委員、2番 星 利信委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いします。

議長 日程第5「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局から報告してください。

事務局 (事務局長 会務資料により報告)

議長 只今、事務局から会務の報告がありましたが、ご質問がありましたらお願いします。

議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第6「議案第1号 南会津町農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局から説明してください。

事務局 (事務局長が資料に基づいて説明)

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対して、ご質疑ございませんか？

(「ありません」の声あり)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか？

(「異議なし」の声あり)
議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議長 日程第7「議案第2号 南会津町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。事務局から説明してください。

事務局 (事務局長) 議案第2号「農地利用最適化推進委員の選任について」、御説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づきまして、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱 するため、同法19条の規定により農業者等に候補者の推薦を求めるとともに募集を行いました。資料3をご覧ください。公募の結果、19区域のうち17区域から18名の推薦、応募がありました。

農業委員会では、推薦・応募のあった候補者の中から、農地利用最適化推進委員を選任していただくことになります。なお、欠員となっている区域については、法令に基づいて引き続き公募の手続きを継続するとともに、当該区域の関係者と協議を行っております。

資料３の一覧表に記載のすべての候補者は、農業委員会等に関する法律第８条第４項各号のいずれにも該当せず、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方々であると判断しております。

まず、定数どおりの推薦応募者があった区域の候補者について、委嘱すべきかどうかの判断をお願いし、次に定数を上回る推薦応募があった館岩第３区について委嘱すべき方を選任していただきますようお願いいたします。なお、南会津町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則において、農業委員会は推進委員の選任にあたって、農業委員会の委員候補者評価委員会に対し、評価の意見を求めることができることになっていることを申し添えます。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

各担当区域の推薦・応募者の状況は只今の説明の通りです。推薦・応募のあった１７区域のうち、まず、館岩第３区を除く１６区域について、審議いたします。

この１６名については、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方々と判断し、農地利用最適化推進委員に委嘱したいと思いますが、発言のある方は挙手願います。ご質疑ございませんか？

議長

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案書に記載された１６名について、農地利用最適化推進委員に選任することにご異議ございませんか？

議長

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案書別紙に記載された１６名は、農地利用最適化推進委員に選任することに決定いたしました。

次に、館岩第３区の候補者について審議いたします。

ここで、先ほど事務局から説明のあった「農業委員会の委員候補者評価委員会」に対し、評価の意見を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか？

議長

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、「農業委員会の委員候補者評価委員会」に対し、評価の意見を求めます。

事務局

（事務局長）評価委員会からあらかじめ、評価結果の報告をいただいておりますので、事務局から報告させていただきます。

南会津町農業委員会の委員候補者評価委員会では、定数を上回る推薦応募のあった区域の農地利用最適化推進委員の候補者について、基本要

件のほか要綱に定める評価基準に基づいて評価をいたしました。評価項目は、推薦理由と自己アピール、農業関係職歴、推薦応募の内容、認定農業者区分、区域内居住、その他について、点数制によって合計点を出す方法です。館岩第3区に推薦応募のあった2名の候補者については、いずれも基本要件は満たしており、評価点の合計点については、整理番号13番の候補者の点数がわずかに上回ったという内容であります。以上報告いたします。

議 長

只今、評価委員会の意見の報告がありました。

評価委員会の内容は、整理番号13番の候補者の評価点がわずかに上回ったという結果です。

ここで、協議を行います。委員の皆さんからのご意見を伺います。発言のある方は、挙手願います。

1 番

（星利信）初めてなので何とも言えないんですが、点数による評価が優先されるのかなというところなんですが、どうなのでしょう。

7 番

（渡部一男）評価委員会の結果の報告と異なる結果を出すことは可能なんですか。

事務局

（事務局長）推進委員の選任は、あくまで農業委員会が主体で行われるものであります。選任にあたり参考として評価委員会の意見を求めたということで、ご理解をお願いいたします。

10 番

（室井文一）2名の方の人物像がわからない中で、農業委員会としてどちらかを選ぶというのは無理があると思いますが。

事務局

（事務局長）推進委員は農業委員会が選任することになりますので、地元の方などからの情報を得るなどして、判断をしていただくことになります。

1 番

（星利信）地元ということですが、14番の方はよく存じ上げておられて農業委員も経験されているので、推進委員としては適任だと思います。13番の方については存じ上げませんので、情報としてはありません。

5 番

（平野恒二）暫時休議を要求します。

議 長

それでは、暫時休議します。

（休議）

議 長

議事を再開します。

それでは、先ほどからの意見の調整はなかなか難しいということで、協議を終結します。

評価委員会の意見と協議で出された意見及び各委員の意見はそれぞれ異なるものがあると判断し、採決により決定することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

議 長 それでは、この採決は起立で行います。
館岩第3区の農地利用最適化推進委員に、まず、資料2の整理番号13番の候補者を選任すべきとする委員の起立を求めます。

議 長 (6名が起立)
はい、ありがとうございました。
起立多数で、整理番号13番の候補者を、館岩第3区の農地利用最適化推進委員に選任することに決定いたしました。
以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 日程第8「議案第3号 南会津町農業委員会農地利用最適化推進会議設置規程の制定について」を議題といたします。
事務局から説明してください。

事務局 (事務局長が資料に基づいて説明)

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対して、ご質疑ございませんか？

5 番 (平野恒二) 5番 平野です。推進会議の内容で、利用状況調査や非農地判断などを実際にどのような方法で調査をされるのかということをお聞きしたい。
農業委員自体も、これまでの調査で図面をもらうのですが、どこが農地なのかわからない。以前、タブレットを活用して遊休農地の調査をすれば非常にわかりやすいと提案したんですが、委員の皆さんもどこが農地だか不明だと思うんです。そこは基本となるべきことで、その辺を事務局にお聞きしたい。

事務局 (事務局長) 只今のご質問は、推進会議において地域でどのように調査等を推進していくかの中身の話ということで、具体的に非農地の判断等をする場合の資料をどうしていくのかということだと思います。実際のところ、町には農地台帳と連動する図面はありませんので、土地改良の図面や税務課の図面等を合わせながら調査資料を作っているということでございます。そうしたこともあって、山際の方の農地は、全国農地ナビで探しても出てきません。非農地判断をすべき地目があっても検索して確認することができない状態です。そういう中で、今後、非農地判断

	を進めるにあたっては、これまでの現地調査等でわかっている情報をもとに、事務局の方でブロックごとに、エリアを絞って情報提供をしながら、委員の皆さんにさらに検討をして進めていただくことを考えております。また、利用状況調査については、これまで通り、基盤整備された優良農地を中心にして、調査を進めていただきたいと考えております。
5 番	(平野恒二) 農振地域を重点に調査をするという確認でよろしいですか。
事務局	農地パトロールの利用状況調査でお渡しする図面は、土地改良済みの農地等を集積した図面を利用していますので、結果的に農振農用地区域中心の図面となるということで、ご質問のような形になるとご理解いただきたいと思います。
5 番	(平野恒二) 図面がないということですが、西部地区は国土調査がほとんど終わっているということで、農地も終わっていて、南郷の場合は山林までやっているの、かなり正確なデータがあると思うんですが、田島地域と様子が違うと思いますが、その辺はどうなんですか。
事務局	(事務局長) 西部地区では国土調査が進んでいる地域もあります。しかしながら、図面はありますが、その図面が農地台帳とリンクしているわけではありませんので、図面上でどれが農地なのか、宅地なのか、山林なのかわかるものがないので、なかなか適当な調査資料としてお示しできないということでございます。 また、田島地域については国土調査の促進ということで、昨年の農地利用の最適化に関する意見書の中に、記載させていただいているところであります。伊南、館岩地域においては、山際の小面積の農地が国土調査済みで図面がありますので、それらのエリアは農地台帳と照合して非農地判断等において、初めに検討していく候補地になると考えております。
5 番	(平野恒二) わかりました。
議 長	ほかにありませんか。
議 長	(「ありません」の場合) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか？
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	日程第9「議案第4号 南会津町農政審議会委員の推薦について」を

	議題といたします。 事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が説明)
議 長	説明が終わりました。 委員の互選により。推薦者を決定したいと思います。推薦をお願いいたします。
5 番	(平野恒二) 以前は、農地委員会と農政委員会から選出という慣例があったがその辺はどうなんですか。
事務局	(事務局長) 今までについては任意の組織として委員会制で運用してきましたが、新しい農業委員体制になりまして人数が減ったことから、委員会制はとらないで全ての課題をこのメンバーで協議していただくことになります。
議 長	議長推薦で、よろしいですか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、私の方から4名を指名いたします。 <u>室井文一 委員、</u> <u>湯田 義三 委員、</u> <u>塩生隆晴 委員、</u> <u>山内 敬 委員、</u> 以上4名を推薦することに、ご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議がないものと認めます。それでは、南会津町農政審議会委員には、 <u>室井文一 委員、</u> <u>湯田 義三 委員、</u> <u>塩生隆晴 委員、</u> <u>山内 敬 委員、</u> の4人を推薦することに決定いたしました。 以上で議案第4号の審議を終了します。
議 長	次に、日程第10「議案第5号 南会津町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。 事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が説明)
議 長	説明が終わりました。 委員の互選により。推薦者を決定したいと思います。推薦をお願いいたします。
6 番	(塩生隆晴) 議長指名でお願いいたします。

議 長	議長指名でよろしいですか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議がないものと認めます。それでは、指名いたします。 <u>渡部 一男 委員</u>、<u>平野 恒二 委員</u>、 <u>星 利信 委員</u>、<u>馬場 崇裕 委員</u>、 <u>室井 文一 委員</u> 以上5名を推薦することに、ご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議がないものと認めます。 農業振興地域整備促進協議会委員の推薦者は <u>渡部 一男 委員</u>、<u>平野 恒二 委員</u>、 <u>星 利信 委員</u>、<u>馬場 崇裕 委員</u>、 <u>室井 文一 委員</u> の5人に決定いたしました。 5人の委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。 以上で議案第5号の審議を終了します。
議 長	日程第11「議案第6号 南会津町都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。 事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が説明)
議 長	説明が終わりました。質疑はありませんか。
5 番	(平野恒二) 町内において、都市計画区域があるのは伊南と田島ですので、田島がほとんどなので、田島地域の委員を農業委員の中から推薦するのが良いと思います。
議 長	そのほか、ご意見ございますか。
議 長	(「ありません」の声あり) ないようですので、それでは、田島地域の委員ということで、湯田重行氏を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、都市計画審議会委員の推薦者については、湯田重行氏を推薦することに決定いたしました。 以上で、議案第6号の審議を終了いたします。
議 長	日程第12「議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の

	策定方針について」を議題といたします。 事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が説明)
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対して、ご質疑ございませんか？
7 番	(渡部一男) 策定スケジュールで、素案の策定とありますが、素案については現在事務局ではどのように考えていますか。
事務局	指針そのものは、大まかな方向性ということで、数値目標を設定することになります。一方実際に業務を推進するのは、先ほど設置していただきました農地利用最適化推進会議の中で、各ブロックごとに協議を深めていただくことを考えております。
7 番	(渡部一男) 今後の農地利用の最適化という面では、どの地区で園芸作物であるとか、どの地区で水稻の作物とか、ある程度は農地利用の最適化という面ではそういう視点を含めた考えを素案の中に盛り込んでいったらどうかと思ったんですが、今年のように天候異常で水不足になりますと、田んぼでも水田にならないという被害もあるので、やはりその辺も農業委員会として検討していかなくちゃならないのかなと、思うわけです。畑にすれば作物ができるが、水田にするためには、常時水が必要なのわけです。将来に向けて必要なことじゃないかなと思ったわけです。
議 長	はい。只今の意見に対して、事務局からありましたらお願いします。
事務局	(事務局長) ご意見ありがとうございました。農地利用最適化に向けて、適地適作という視点を持つべきだというご意見だと思います。 これまで農業委員会としては作物までは関知せず、荒らさないという視点での取り組みでございました。今後、農林事務所や農林課等と情報交換をしながら、そうした情報がある場合は委員の皆さんにも情報提供をしていきたいなと思っています。具体的に今回の指針に作物の内容まで入れることは難しいと思いますが、農地利用の最適化として、「何を作るのか」というのは現場としては最も重要な課題であると思います。情報共有ができる体制をとっていきたいと考えております。
議 長	そのほか、ありませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか？

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第7号の審議を終了いたします。
議 長	以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。 次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が業務日程について説明)
議 長	何か、ご質問ございませんか？
議 長	(「ありません」の声あり) その他に入ります。事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が、年間行事予定について、農業委員会だより編集委員について、全国農業新聞の購読拡大について、委員互助会について説明)
議 長	他に、委員の皆さんから何かございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) ないようですので、職務代理者から閉会のことばをお願いします。
職務代理者	(閉会のことば)

閉会 午後3時17分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

2 番